

経済産業省告示第四十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要があるものとして経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第九百二十三号（輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）は、平成二十二年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年三月五日

経済産業大臣 直嶋 正行

輸出貿易管理令別表第一の九の項（七）から（十）までに掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するものうち、次のすべてに該当することが当該貨物の製造者、販売者又は輸出者によつて書面により確認できるもの

一 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定

する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの

二 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によつて変更できないもの

三 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの